

## 変更届申請手続きの留意事項

※個人⇒法人、1級⇒2級の登録変更は、現行の事務所を廃業し、新たに新規登録の手続きになります。  
※個人登録の場合、登録申請者の変更はできません。現行の事務所を廃業し、新しい申請者で新規登録の手続きになります。  
※所属建築士の資格の変更があった場合も変更届を提出してください。（所属建築士の変更）  
※法人代表者（開設者）の変更の場合は、変更後の代表者名（開設者）でお手続きをしてください。

## 変更に伴う必要書類一覧

変更内容	必要書類 登録事項	略歴書 <登録申請者>	略歴書 <管理建築士>	誓約書	修了証(写)	定款(写)	謄本
		添付書類 (口)	添付書類 (口)の2	貼付書類 (ハ)	管理建築士 講習		
	事務所名称						
	事務所所在地						
法人	商号	○		○		○	登記簿謄本
	所在地						登記簿謄本
	代表者	○		○			登記簿謄本
	役員						登記簿謄本
個人	氏名(改姓)						戸籍謄本
	所在地						
	管理建築士の変更		○		○		
	管理建築士の改姓						戸籍謄本
	所属建築士の変更						

※登記簿謄本は、法務局発行から3ヵ月以内としてください。提出は、正本・副本ともに写しでも可。  
※改姓の際に提出いただく戸籍謄本につきましては、変更済みの建築士免許証を提出いただければ省略可。